# 土壌の汚染に係る環境基準について

平成3年8月23日環境庁告示第46号

### 改正

平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21・ 平成13環告16・平成20環告46・平成22環告37・平成26環告44・平成28環 告30・平成30環告77・平成31環告48

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると 認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の 欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積し ている施設に係る土壌については、適用しない。

### 第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に 応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以	環境上の条件のうち、検液中
	下であり、かつ、農用地にお	濃度に係るものにあっては、
	いては、米1kgにつき0.4	日本工業規格K0102(以
	mg以下であること。	下「規格」という。)55に
		定める方法、農用地に係るも
		のにあっては、昭和46年6
		月農林省令第47号に定める
		方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格
	NIK T (-KBC V G C C C)	38.1.1及び38の備考
		11に定める方法を除く。)
		又は昭和46年12月環境庁
		告示第59号付表1に掲げる
		方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第
		64号付表1に掲げる方法又
		は規格31.1に定める方法
		のうちガスクロマトグラフ法
		以外のもの(メチルジメトン
		にあっては、昭和49年9月
		環境庁告示第64号付表2に
		掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以	規格54に定める方法
	下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以	規格 6 5. 2 (規格 6 5.
	下であること。	2. 7を除く。) に定める方
		法(ただし、規格65.2.
		6に定める方法により塩分の
		濃度の高い試料を測定する場
		合にあっては、日本工業規格
		K0170-7の7のa)又
		はb)に定める操作を行うも
		のとする。)

砒(ひ)素	検液1Lにつき0. 01mg以	環境上の条件のうち、検液中
	下であり、かつ、農用地(田	濃度に係るものにあっては、
	に限る。)においては、土壌	規格61に定める方法、農用
	1kgにつき15mg未満である	地に係るものにあっては、昭
	こと。	和50年4月総理府令第31
		号に定める方法
総水銀	検液11につき0.0005	昭和46年12月環境庁告示
	mg以下であること。	第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示
		第59号付表3及び昭和49
		年9月環境庁告示第64号付
		表3に掲げる方法
РСВ	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示
		第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)におい	昭和47年10月総理府令第
	て、土壌 1 kgにつき 1 2 5 mg	66号に定める方法
	未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以	日本工業規格K0125の
	下であること。	5. 1、5. 2又は5. 3.
		2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg	日本工業規格K0125の
	以下であること。	5. 1, 5. 2, 5. 3.
		1、5.4.1又は5.5に
		定める方法
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg	平成9年3月環境庁告示第1
(別名塩化ビニ	以下であること。	0号付表に掲げる方法
ル又は塩化ビニ		
ルモノマー)		
1, 2-ジクロ	検液1Lにつき0.004mg	日本工業規格K0125の
ロエタン	以下であること。	5. 1, 5. 2, 5. 3. 1
		又は5.3.2に定める方法
1, 1一ジクロ	検液1Lにつき0.1mg以下	日本工業規格K0125の
ロエチレン	であること。	5. 1、5. 2又は5. 3.
		2に定める方法

1, 2-ジクロ	検液1Lにつき0.04mg以	シス体にあっては日本工業規
ロエチレン	下であること。	格K0125の5.1、5.
		2又は5.3.2に定める方
		法、トランス体にあっては日
		本工業規格K0125の5.
		1、5.2又は5.3.1に
		定める方法
1, 1, 1	検液1Lにつき1mg以下であ	日本工業規格K0125の
リクロロエタン	ること。	5. 1, 5. 2, 5. 3.
		1、5.4.1又は5.5に
		定める方法
1, 1, 2	検液1Lにつき0.006mg	日本工業規格K0125の
リクロロエタン	以下であること。	5. 1, 5. 2, 5. 3.
		1、5.4.1又は5.5に
		定める方法
トリクロロエチ	検液1Lにつき0. 03mg以	日本工業規格K0125の
レン	下であること。	5. 1, 5. 2, 5. 3.
		1、5.4.1又は5.5に
		定める方法
テトラクロロエ	検液1Lにつき0. 01mg以	日本工業規格K0125の
チレン	下であること。	5. 1, 5. 2, 5. 3.
		1、5.4.1又は5.5に
		定める方法
	検液1Lにつき0.002mg	日本工業規格K0125の
ロプロペン	以下であること。	5. 1、5. 2又は5. 3.
		1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg	昭和46年12月環境庁告示
	以下であること。	第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg	昭和46年12月環境庁告示
	以下であること。	第59号付表6の第1又は第
		2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以	昭和46年12月環境庁告示
	下であること。	第59号付表6の第1又は第
		2に掲げる方法

ベンゼン	検液1 L につき0.	0 1 mg以	日本工業規格K0125の
	下であること。		5. 1、5. 2又は5. 3.
			2に定める方法
セレン	検液1 L につき0.	0 1 mg以	規格67.2、67.3又は
	下であること。		67.4に定める方法
ふっ素	検液1 L につき 0.	8 mg以下	規格34.1(規格34の備
	であること。		考1を除く。)若しくは3
			4. 4 (妨害となる物質とし
			てハロゲン化合物又はハロゲ
			ン化水素が多量に含まれる試
			料を測定する場合にあって
			は、蒸留試薬溶液として、水
			約200mlに硫酸10m
			1、りん酸60m1及び塩化
			ナトリウム10gを溶かした
			溶液とグリセリン250ml
			を混合し、水を加えて1,0
			00m1としたものを用い、
			日本工業規格K0170一6
			の6図2注記のアルミニウム
			溶液のラインを追加する。)
			に定める方法又は規格34.
			1. 1 c ) (注 (²) 第 3
			文及び規格34の備考1を除
			く。)に定める方法(懸濁物
			質及びイオンクロマトグラフ
			法で妨害となる物質が共存し
			ないことを確認した場合にあ
			っては、これを省略すること
			ができる。)及び昭和46年
			12月環境庁告示第59号付
			表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg	以下であ	規格47.1、47.3又は
	ること。		47.4に定める方法
1, 4-ジオキ	検液1 L につき0.	0 5 mg以	昭和46年12月環境庁告示
サン	下であること。		第59号付表8に掲げる方法

# 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法 により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 Lにつき 0. 0 1 mg、0. 0 1 mg、0. 0 5 mg、0. 0 5 mg、0. 0 1 mg、0. 0 1 mg、0. 0 3 mg、0. 15 mg、0. 0 3 mg、2. 4 mg及び 3 mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により 測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをい う。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン 及びEPNをいう。
- 5 1, 2一ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5. 1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、アルキル水 銀、PCB及びセレンについては、次の方法による。
  - (1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、 土塊、団粒を粗砕(注1)した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させ て得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(水(日本工業規格K0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下同じ。))(単位m1)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500m1以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温 (おおむね  $20^{\circ}$ C) 常圧 (おおむね 1 気圧) で振とう機 (あらかじめ振とう回数を毎分約 200回に、振とう幅を 4 cm以上 5 cm以下に調整したもの) を用いて、6 時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の 2 倍程度の容積を持つものを用いる。

- (5) 検液の作成
- (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径 $0.45\mu$  mで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して(注2)ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。(注1)土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこと。
  - (注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わなわず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。
- 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2一ジクロロエタン、1,1一ジクロロエチレン、1,2一ジクロロエチレン、1,1,1ートリクロロエタン、1,1,2一トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3一ジクロロプロペン、ベンゼン及び1,4一ジオキサンについては、次の方法による。
  - (1) 採取した土壌の取扱い

これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壌は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空げきが残らないように収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、4℃以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1,3一ジクロロプロペンに係る土壌にあっては、凍結保存するものとする。

## (2) 試料の作成

採取した土壌からおおむね粒径5mmを超える中小礫、木片等を除く。

## (3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料(単位g)と溶媒(水)(単位m1)とを重量体積比10%の割合となるようにとり(注1)(注2)、速やかに密栓する。このとき、混合液が500m1以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

### (4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20°C)常圧(おおむね1気圧)に保ちマグネチックスターラーで4時間連続してかくはんする(注3)。

#### (5) 検液の作成

- (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、上澄み液を共栓付試験管に分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする(注4)。
  - (注1)使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空げき容量(単位m1)を求める。一度空げき容量を測定しておけば同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2回目以降はその空げき容量を用いてよい。
  - (注2) 試料1g当たりの体積(m1)を測定し、(注1) により求めた空 げき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整 してもよい。
  - (注3) 試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターラーを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。
  - (注4) 上澄み液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。
- 3 有機燐(りん)、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の 方法による。

## (1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

### (2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、 土塊、団粒を粗砕(注1)した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させ て得た土壌を十分混合する。

## (3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(水)(単位m1)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が1,000m1以上となるようにする。

#### (4) 溶出

調製した試料液を常温 (おおむね  $20^{\circ}$ C) 常圧 (おおむね 1 気圧) で振とう機 (あらかじめ振とう回数を毎分約 200回に、振とう幅を 4 cm以上 5 cm以下に調整したもの) を用いて、6 時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の 2 倍程度の容積を持つものを用いる。

## (5) 検液の作成

- (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径 $0.45\mu$  mで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して(注2)ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。(注1)土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこと。
  - (注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わなわず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。
- 4 ふっ素及びほう素については、次の方法による。
  - (1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若 しくは溶出しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直 ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

#### (2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、 土塊、団粒を粗砕(注1)した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させ て得た土壌を十分混合する。

#### (3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(水)(単位m1)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500m1以上となるようにする。

## (4) 溶出

調製した試料液を常温 (おおむね  $20^{\circ}$ C) 常圧 (おおむね 1 気圧) で振とう機 (あらかじめ振とう回数を毎分約 200回に、振とう幅を 4 cm以上 5 cm以下に調整したもの)を用いて、6 時間連続して水平に振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器で溶媒の体積の 2 倍程度の容積を持つものを用いる。

## (5) 検液の作成

- (1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 $\mu$ mで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して(注2)ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。(注1)土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこと。
- (注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わなわず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。